放課後等デイサービス事業所 管理者 様

伊丹市健康福祉部生活支援室こども福祉課長

放課後等デイサービス事業における個別サポート加算(I)の取り扱いについて

平素より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。 さて、令和6年度報酬改定により、放課後等デイサービス事業において、従来の「個別サポート加算(I)」とは別に、「個別サポート加算(I)(重度)」が新設されました。 つきましては、これに伴う対応を下記のとおりといたしますので、通知いたします。 関係職員にご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

記

1. 個別サポート加算(I)の概要

放課後等デイサービスにおいて、行動上の課題を有する児童、著しく重度の障害を有する児童 に対し、支援を行った場合に、1日につき所定単位を加算する。

- 2. 見直し後の個別サポート加算(I)の要件
 - (1) 個別サポート加算 (I) ※従来の加算制度と同一です。

行動障害(コミュニケーション、不安定な行動等)に関する項目のうち、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上である場合一定の要件に当てはまる児童

(2) 個別サポート加算 (I) (重度) ※新設

日常生活動作(「食事」「排せつ」「入浴」「移動」) に関する項目のうち、3以上の日常生活動作について全介助を必要とする児童

- 3. 加算対象者の確認方法
 - (1) 個別サポート加算 (I) について

当該加算につきましては、従前と対象要件につきまして変更はありませんので、現在の 受給者証に「個別サポート加算 (I)」と印字された受給者証を所持している児童につき ましては、引き続き加算対象児童としてお取り扱いください。

(2) 個別サポート加算 (I) (**重度)** について

①市の対応

対象となる児童につきましては、受給者証の再交付を行ってまいります。

市において、「個別サポート加算(I)(重度)」の決定サービスコードを設定し、国民 健康保険団体連合会に送付いたします。

②事業所の対応

事業所は、保護者から受給者証の提示があり、「個別サポート加算(I)(重度)」と記載されていることをご確認のうえ、令和6年4月利用分以降の報酬請求を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

4. 留意事項

なお、主として重症心身障がい児を通わせる事業所において支援を受ける重症心身障がい児 については加算を算定できません。

その他、本加算の詳細については、こども家庭庁告示等をご確認ください。

5. 参考

従前の個別サポート加算 (I)	改正後の個別サポート加算(I)
以下の(1)、(2)とも100単位/日	個別サポート加算 (I) 9 0 単位/日
(対象要件)	(対象要件)
(1) 行動障害 (コミュニケーション、不安定な行	行動障害(コミュニケーション、不安定な行動等)
動等) に関する項目のうち、その項目が見られる頻	に関する項目のうち、その項目が見られる頻度等
度等をそれぞれ0点の欄から2点の欄までの区分	をそれぞれ0点の欄から2点の欄までの区分に当
に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であ	てはめて算出した点数の合計が13点以上である場
る場合一定の要件に当てはまる児童	合一定の要件に当てはまる児童
	※+30単位を加算算定可とする要件が別途有
(2)日常生活動作(「食事」「排せつ」「入浴」「移	個別サポート加算 (I) (重度) 1 2 0 単位/日
動」) に関する項目のうち、3以上の日常生活動作	(対象要件)
について全介助を必要とする児童	日常生活動作(「食事」「排せつ」「入浴」「移動」)
	に関する項目のうち、3以上の日常生活動作につ
	いて全介助を必要とする児童

【お問い合わせ先】

伊丹市こども福祉課 障がい児支援グループ 伊丹市千僧1-1

 $\mathbb{T} = : 0 \ 7 \ 2 - 7 \ 8 \ 4 - 8 \ 1 \ 2 \ 7$

担当:平賀·松尾·岡田